

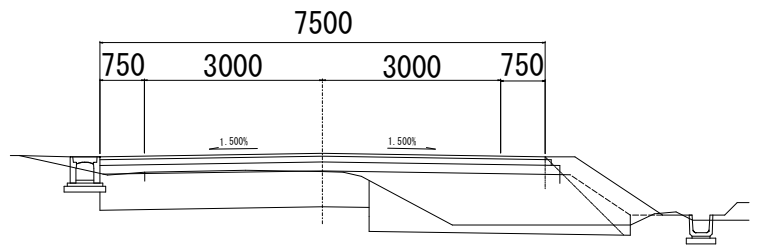
道路事業再評価調書

路線・河川等名		主要地方道 志高西舞鶴線	事業名	道路整備事業	補助・単独の別	補助
事業主体		京都府	事業箇所(区間)	舞鶴市城屋 ^{じょうや} ～野村寺 ^{のむらじ}		
事業概	目的	<ul style="list-style-type: none"> ○主要地方道志高西舞鶴線は、舞鶴市志高と西舞鶴を結ぶ幹線道路であり、地域住民の生活を支える重要な路線である。 ○事業箇所は、高野小学校の通学路に指定されているが、道路の幅が狭く、歩道も未整備のため、安全な通行に支障をきたしている。 ○バイパス整備により、通学路から通過交通を排除し、円滑で安心・安全な交通を確保する。 				
	内容	事業延長:L=1,400m 計画幅員:6.0(7.5)m 歩道:なし 事業費:約5億円				
	上位計画等	明日の京都 中丹地域振興計画				
	進捗状況及び今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ○平成21年度に事業着手 ○平成30年度末までの投資事業費 約2億円(進捗率40%) ○完成目標年度 2025年度 				
事業の社会経済情勢及び地元情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ○舞鶴市通学路交通安全プログラムの要対策箇所に指定(平成27年度) ○舞鶴市から毎年早期完成を求める要望書提出(最新:平成30年8月) ○城屋区、野村寺区から要望書提出(平成30年8月) ○災害時の国道175号代替ルート機能の確保及び路線の重要性の向上 ○費用便益比(B/C) 1.0 					
事業の投資効果及びその要因の変化	<ul style="list-style-type: none"> ○幅員狭小区間をバイパス整備し、走行性の向上・交通の円滑化を確保 ○通学路から通過交通を排除することで、歩行者の安全性を確保 ○山間の集落郡と市街地を連絡することで、地域振興の発展を支援 					
事業のコスト削減代替案立案等の可能性及び良好な環境形成・保全	<ul style="list-style-type: none"> ○既に約8割の用地を取得済みであり、工事にも着手していることから、現計画以外の代替ルートへの計画変更は困難 ○走行性向上により大気に与える悪影響を軽減 ○通過交通の交通転換により、現道沿道住民の生活環境が改善 					
総合評価	総合評価として本計画で事業を継続する必要がある					

【広域図】



【標準断面図】



【概要図】



【現道の課題(幅員狭小)】



【現在の状況】



『^わ環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

		作成年月日	平成31年 3月29日		
		作成部署	建設交通部 道路建設課		
事業名	(主)志高西舞鶴線道路整備事業		地区名	舞鶴市城屋～野村寺	
概算事業費	約5億円		事業期間	2009年度～2025年度	
事業概要	バイパス整備 事業延長 1,400m 幅員6.0 (7.5) m				
目指すべき環境像	施工予定地周辺は、田園の広がる自然豊かな地域であり、事業実施に際しては、自然環境への影響を可能な限り与えないよう配慮した道路整備を目指す。				
関連する公共事業					
評価項目					
		施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価	
主要な評価の視点		選定要否			
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)		田園の広がる自然豊かな地域を通過するため、地形改変等を最小限に留める必要がある。	バイパス整備にあたり、既存の農道を活用するルートを選定し、地形改変の範囲を抑制	3
	地形・地質	○			
	物質循環(土砂移動)				
	野生生物・絶滅危惧種				
	生態系				
	その他				
生活環境	ユニバーサルデザイン		<p>工事中の排出ガス、騒音・振動の発生を抑制し、生活環境への影響を最小限に抑える必要がある。</p> <p>事業実施により発生する廃棄物や建設発生土の抑制と再利用に努める必要がある。</p>	<p>工事実施の際には、排出ガス対策型施工機械や低騒音、低振動の機械を採用する。</p> <p>建設発生土は公共工事間で有効活用するとともに、再利用可能な廃棄物については再資源施設へ搬出し、リサイクルを推進する。</p>	3
	水環境・水循環				
	大気環境	○			
	土壌・地盤環境				
	騒音・振動	○			
	廃棄物・リサイクル	○			
	化学物質・粉じん等				
	電磁波・電波・日照				
その他					
地域個性・文化環境	景観	○	周辺は自然豊かな景観を有しており、その保全が必要である。	高低差がある箇所については、土羽構造とすることにより、法面緑化を図ることで景観を保全する。	3
	里山の保全				
	地域の文化資産				
	伝統的行祭事				
	地域住民との協働				
	その他				
外部評価					

(別紙)

構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。
(改善；5、やや改善；4、現状維持；3、やや悪化；2、悪化；1)

評価項目	主要な評価の視点	「施工地の環境特性と目標」の記載要点
	地球環境・自然環境	地球温暖化 (CO ₂ 排出量等) 地形・地質 物質循環 (土砂移動等) 野生生物 ・絶滅危惧種 生態系 その他
生活環境	ユニバーサルデザイン 水環境・水循環 大気環境 土壌・地盤環境 騒音・振動 廃棄物・リサイクル 化学物質・粉じん 電磁波・電波環境・日照 その他	・高齢者や障がい者など社会的弱者に配慮した施設構造としていくことが必要。 ・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。 ・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。 ・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。 ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。 ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。 ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。 ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
地域個性・文化環境	景観 地域の文化資産 里山の保全 伝統的行祭事 地域住民との協働 その他	・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。 ・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。 ・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。 ・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。 ・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。